

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面（36）

－原告ら準備書面（21）に対する反論－

平成 19 年 3 月 26 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



第 1 前日期日（平成 19 年 3 月 15 日）において確認されたこと

被告としては、前日期日（平成 19 年 3 月 15 日）において、囑託すべき鑑定目的、鑑定囑託先、実験項目及び方法それぞれについて原被告双方の意見に隔たりがある中で、裁判所の最終判断として、以下のことが決定されたものと認識している。

- ① 鑑定囑託先を京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野とすること。
- ② 実験項目としては、（1）茎葉の浸せき実験及び（2）水田水中のカラシナ・ディフェンシン有無の調査実験の二つとし、（3）生物検定法による実験及び本件 GM イネ内部のディフェンシン量計測等付加実験は実施しない。
- ③ 具体的な実験方法については、原被告双方の意見はこれまでの弁論において顕出済であることから、これらを併記する形で裁判所にお

いて鑑定事項案として作成いただき、囑託先機関においていずれかを採用する形でご判断いただく。

第2 原告ら準備書面（21）第1について

- 1 原告らは、原告ら準備書面（21）第1において、「被告は、原告らの鑑定目的とは視点を異にする鑑定目的を設定しているようである」、「鑑定の客体についても、『水田水』を対象の一つに加えている」ことを理由として、「被告において、鑑定申請をすべきである」旨主張しているようである。
- 2 しかしながら、「水田水中のカラシナ・ディフェンシン有無の調査実験」については、前記1②のとおり、裁判所の最終判断として、茎葉の浸せき実験の実施と併せて一体の鑑定をなすものとして、既に実施が決定されたものである。
- 3 それにもかかわらず、今日に至って、突如、「『水田水中のカラシナ・ディフェンシン有無の調査実験』は、別個の鑑定申請なので、被告がその意見を維持しようとするのであれば、別途、自らがその目的にかなった鑑定を申請すべき」との原告ら主張については、被告としては理解に苦しむ次第である。

第3 原告ら準備書面（21）第2について

- 1 原告らは、原告ら準備書面（21）第2において、「本鑑定において、被告が提供する試料は、『遺伝子組換えイネ』、『水田水』のみとする意向のようである」と述べている。
- 2 本鑑定に対する被告の協力内容としては、「被告意見書（平成18年10月10日付「平成18年8月18日付原告ら鑑定囑託の申立てに対する意見書」）8頁「記」以下において記載したとおりである。
- 3 なお、被告準備書面（35）添付の別紙1においては転記を省略したが、

被告としては、上記「記」以下4、5に述べた内容を撤回するものではないので、この点誤解なきようご理解いただきたい。

第4 原告ら準備書面（21）第3について

- 1 原告らは、原告ら準備書面（21）第3において、「被告が、鑑定嘱託先に対し、『原告ら提案鑑定手法（原告ら準備書面（17））』に対する反論を送付したいというのであれば、原告らにも同様の機会を与えるべきである」旨要望しているようである。
- 2 上記原告ら要望の根拠は、「被告提案鑑定手法が記載された被告準備書面（26）（平成19年1月22日付）は、原告ら準備書面（17）（平成18年12月31日付）提出後に陳述されたものであり、『被告提案鑑定手法に対する意を尽くした反論をしていない』こと」にあるものと思われる。
- 3 しかしながら、そもそも、被告準備書面（26）（平成19年1月22日付）は、被告準備書面（35）において述べたとおり、平成18年10月10日付被告意見書を再整理したものにはすぎない。そして、当該意見書が陳述されて以降、これまで半年近くの期間が経過しており、原告らには、被告意見書に対する反論を行う機会と時間的余裕は十二分に与えられていたのである。さらにいえば、被告準備書面（26）提出後前回期日までの時間に限っても、2カ月近くの時間（2月8日、3月15日の二回の期日を含む）があったのであり、原告が企図していたなどと主張する『被告提案鑑定手法に対する意を尽くした反論』なるものを展開する機会と時間的余裕は、やはり十分存在したというほかない。
- 4 「原告らに対し、『被告意見書』に対する反論の機会を付与するか否か」については、最終的には、貴庁の判断に委ねる所存ではある。しかしながら、被告としては、「反論の機会と時間的余裕が十分に保証されてい

たにもかかわらず、何らの反論を行わなかった原告ら」に対して、被告意見書に対する新たな反論の機会を設けることは、時計の針を6カ月前に遡らせ、折角煮詰まった鑑定囑託の実施を遅らせることにつながるし、原告らには十分な手続的保障が与えられたのであるから、およそ認められるべきではないものと思料する。

以上